



中部電力パワーグリッド



CHUBU
Electric Power

添付書類 2

各務原営業所 感電災害について

01 災害概要



【発災日】 2020年5月20日（水）6:57 晴れ

【場 所】 岐阜県羽島郡岐南町八剣2-36地先

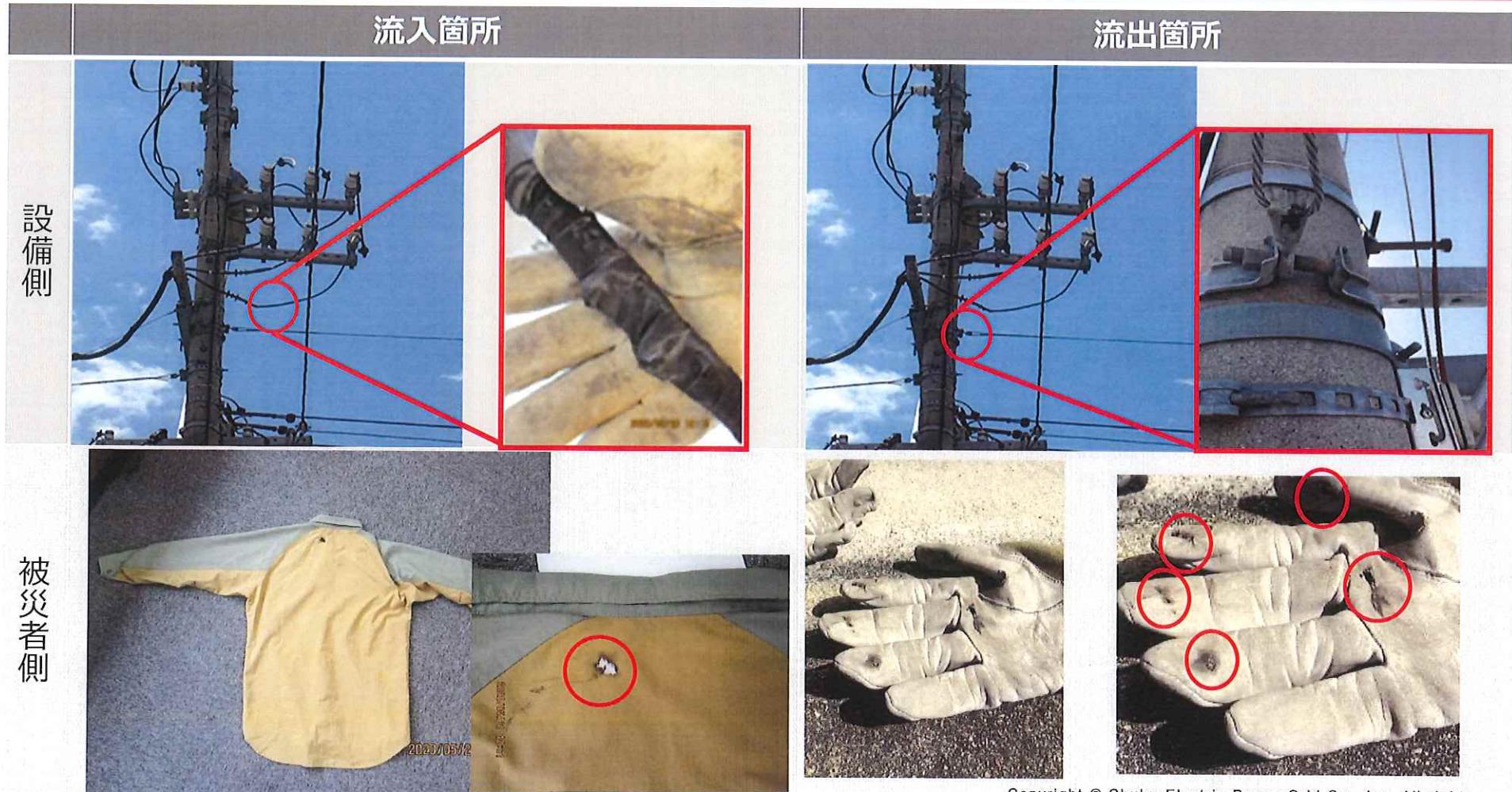
【被災者】 中部電力パワーグリッド株式会社

岐阜支社 各務原営業所 技術サービス員（20歳・男性）

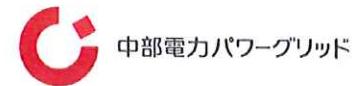
【概 要】

- 高圧自家用電気設備の年次点検に伴い、当社高圧引込用開閉器の開放操作のため、先方作業責任者と打合せの後、単独で当社柱へ昇柱した。
- 昇柱前の地上からの確認において、お客さま高圧ケーブルの存在は確認したが、充電部に接触することは無いと思い込んだため、保護具未着用で上部を確認しないまま昇柱を続けた。
- 開閉器操作綱付近まで昇柱した際に、お客さま高圧ケーブルの露出していた接続点に左頸肩が接触し感電した。

02 流入・流出箇所



03 原因



被災者は、保護具を着用せず昇柱し、右手で電柱西側の共同支線リング（流出）を握った状態で、左頸肩が高圧ケーブル端末とお客さま高圧縁廻し線の接続点に接触（流入）したことで感電した。

【原因①】技術サービス副長Aは、単独での開閉器操作ができる技術水準にない被災者に対し、単独出向を指示した。

- ・管理職は、被災者には昇柱前に高圧活線接近作業となるか・ならないかを判断できる能力があるものと思っていた。
- ・技術サービス副長Aは、開閉器操作で高圧活線接近作業になるとは思っていなかった。

【原因②】管理職は、被災者への「単独出向を想定した高圧活線接近に関する指導」が不足していた。

- ・管理職は、「単独出向を想定した高圧活線接近に関する指導」が不足していたため、被災者が、昇柱前に、お客さま高圧ケーブルへ接近することなく昇柱できると誤認した。

【原因③】被災者は、高圧活線接近に気付く手段が無かった。

- ・被災者は、高圧活線接近に気付けなかった。

（1）管理職への指導・意識啓発【原因①】

【対策①】管理職への指導・意識啓発

①-1 単独で実施する開閉器操作の技術水準の明確化

- ・開閉器操作を単独で実施させる場合は、高圧活線・接近作業が「自ら判断で現場に応じた作業ができるレベル」に達した作業員のみに業務付与することを徹底する。

①-2 体験談の講話による管理職への意識啓発

- ・管理職を対象とした社内研修の教育カリキュラムとして、各務原営業所の配電課長が、本事象によって痛感した「部下の技術水準を踏まえた業務付与の重要性」について講話する。あわせて、感電災害発生による被災者の身体的・精神的な傷害・苦痛のみならず、被災者の家族や職場の仲間の心労といった極めてネガティブな体験談についても共有する。なお、講話については、ビデオ等で記録に残し、継続的に安全教育を実施する。

（2）教育の充実【原因②】

【対策②】教育の充実（原因②に対する対策）

対策①を補完する目的で更なる教育の充実を図る。

②-1 模擬訓練設備での実体験

- ・高圧活線・接近作業に従事する実務経験の浅い若手技術者に対して、感電に対する意識および危険に対する感受性を高めるとともに、基本動作を徹底させるため、過去に発生した感電事象を題材に模擬訓練設備で実体験させることで「自分のこと」として捉えさせる。

②-2 高圧お客さまの開閉器操作における基本事項の再徹底

- ・高圧お客さまの開閉器操作業務に従事する技術者に対し、開閉器操作時の標準作業手順およびお客さま立会時等の注意事項について再徹底する。

（3）物理的対策【原因③】

【対策③】高圧活線接近警報装置の導入

- ・高圧活線接近時の注意喚起のためヘルメット等への高圧活線接近警報装置の取付けを検証の上、順次進める。



中部電力パワーグリッド